

東大阪市住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録申請に必要な提出書類一覧

項目	備考
1 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録申請書	セーフティネット住宅情報提供システムにて必要事項を入力し、システムより申請してください。(申請様式に自動的に出力されます) 申請書は、下記書類を含め電子での提出となります
2 間取り図	間取り、各室の用途及び設備の概要を表示したものをシステム上にアップロードしてください。
3 誓約書	システム上で必要事項を入力すると自動生成されます
4 以下に該当する住宅の場合は右記の書類 ・1～3階建てで昭和57年5月以前に竣工したもの ・4～9階建てで昭和58年5月以前に竣工したもの ・10～20階で昭和60年5月以前に竣工したもの ・21階建て以上のもの の場合	<p><申請書に竣工年月を記載する場合は以下のいずれかの書類></p> <ul style="list-style-type: none"> ・検査済証等の着工年月日が確認できる書類 ・No.5のイ、ロ、ハの新耐震基準等を満たすことが確認できる書類のいずれか <p>.....</p> <p><申請書に着工年月のみ記載する場合は以下のいずれかの書類></p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築確認台帳記載事項証明書等の着工年月が確認できる書類 ・No.5のイ、ロ、ハの新耐震基準等を満たすことが確認できる書類のいずれか
5 昭和56年5月31日以前に新築の工事に着工した住宅の場合は、地震に対する安全性に係る建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するもの又はこれに準ずるものであることを確認できる次のイ～ホのいずれかの書類	<p>イ 耐震診断報告書</p> <p>建築物の耐震改修の促進に関する法律第4条第1項に規定する基本方針のうち同条第2項第3号の技術上の指針となるべき事項に基づいて建築士が行ったもの ※報告書鑑あり(参考書式)</p> <p>ロ 建設住宅性能評価書</p> <p>申請に係る住宅が日本住宅性能表示基準別表2-1(イ)項に掲げる1-1耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)及び1-2耐震等級(構造躯体の損傷防止)に係る評価を受け、交付されたもの</p> <p>ハ 保険契約が締結されていることを証する書類</p> <p>既存住宅の売買に係る特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第19条第2号の保険契約が締結されていることを証する書類</p> <p>ニ 国の改修補助を受けて耐震化工事をしようとする場合は、耐震改修工事後に耐震性を有することを証する書類</p> <p>ア 改修後の計画が、平成18年国土交通省告示第184号に基づき建築士による計算及び結果で耐震性ありと判断されるもの</p> <p>イ 木造住宅においては、一般財団法人日本建築防災協会の『木造住宅の耐震診断と補強方法』に基づき建築士が耐震診断及び計算した結果で耐震性ありと判断されるもの</p> <p>鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物においては、『耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針』『既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準改修設計指針』『既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準改修設計指針』に基づき、建築士が耐震診断及び計算した結果で、改修後の住宅が耐震性ありと判断されるもの</p> <p>ウ 耐震改修の計画に係る、第三者機関(建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第3項第1号の国土交通大臣が定める基準に適合していることを証する市長が適切であると認めた者をいう。)の評定書の写し</p> <p>エ 耐震改修の計画に係る、建築確認済証(改修後の計画)</p> <p>※なお、耐震改修工事を完了した際に、耐震改修工事完了届を速やかに提出すること。</p> <p>ホ その他</p> <p>住宅の耐震性に関する書類</p>
6 その他市長が審査のため必要と認める書類	

注) 建築基準法とは、昭和25年法律第201号をいう。

注) 建築物の耐震改修の促進に関する法律とは、平成7年法律第123号をいう。

注) 住宅の品質確保の促進等に関する法律とは、平成11年法律第81号をいう。

注) 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律とは、平成19年法律第66号をいう。